

青森県「攻めの農林水産業」推進本部等設置要領

第1章 「攻めの農林水産業」推進本部

(設置)

第1条 県では、人口減少や経済のグローバル化の進行に伴う課題などに対応するため、収益力を強化する産業政策と、共助・共存の農山漁村づくりを進める地域政策の両面から施策を打ち出し、農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を目指した「攻めの農林水産業」を推進することとしている。

この推進に当たって、農林漁業者や、市町村、関係団体、食品関連産業などの関係者が、「攻め」の共通認識で取り組んでいくために、「攻めの農林水産業」推進本部（以下「県本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県本部は、別表1に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 県本部の委員は、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 県本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事をもって充て、副本部長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 県本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、本部長が指名した者が取り進めることとする。

(委員会)

第5条 販売・流通・加工対策及び水循環・環境公共対策について、総合的な観点からの推進を図るため、県本部に次の委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 総合販売戦略推進委員会
- (2) 水循環・環境公共推進委員会

- 2 委員会は、別表1に掲げる事項を所掌する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は農林水産部長をもって充て、副委員長は農林水産部次長をもって充てる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、委員長が別に定める。
- 6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員長は、必要に応じて第5項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 8 会議の進行は、委員長が指名した者が取り進めることとする。
- 9 その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(部会)

第6条 専門的な事項の推進を図るため、構造政策部会、土づくり部会、農産園芸部会、果樹部会、畜産部会、林業部会、水産部会、農村整備部会を置く。

- 2 部会は、別表1に掲げる事項を所掌する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は農林水産部本庁所管課長をもって充て、副部会長は部会長が別に定める。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 部会の委員は、部会長が別に定める。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要に応じて第5項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 8 会議の進行は、部会長が指名した者が取り進めることとする。
- 9 その他必要な事項は、部会長が別に定める。

第2章 「攻めの農林水産業」推進地方本部

(設置)

第7条 地域における「攻めの農林水産業」の推進を図るため、地域県民局の所管区域ごとに「攻めの農林水産業」推進地方本部（以下「地方本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第8条 地方本部は、別表1に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第9条 地方本部の委員は、地域県民局地域農林水産部長が別に定める者で構成する。

2 地方本部に地方本部長及び副地方本部長を置き、地方本部長は地域県民局地域農林水産部長をもって充て、副地方本部長は地域県民局地域農林水産部次長をもって充てる。

3 副地方本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長が不在のときはその職務を代理する。

4 地方本部長は、専門的な事項の推進を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第10条 地方本部の会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。

2 地方本部長は、必要に応じて前条第1項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議の進行は、地方本部長が指名した者が取り進めることとする。

第3章 雑則

(事務局)

第11条 県本部及び地方本部の事務局は、別表3のとおりとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、県本部及び地方本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年 3月28日制定)

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 6月 1日改正)

この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 5月 1日改正)

この要領は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則 (平成20年 5月14日改正)

この要領は、平成20年 5月14日から施行する。

附 則 (平成21年 3月31日改正)

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 1月25日改正）

この要領は、平成23年 1月25日から施行する。

附 則（平成23年 3月29日改正）

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日改正）

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

附 則（平成24年11月30日改正）

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

附 則（平成25年 7月31日改正）

この要領は、平成25年 7月31日から施行する。

附 則（平成25年12月 9日改正）

この要領は、平成25年12月 9日から施行する。

附 則（平成26年 3月18日改正）

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 2月16日改正）

この要領は、平成27年 2月16日から施行する。

附 則（平成27年12月15日改正）

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附 則（平成28年 8月 1日改正）

この要領は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月14日改正）

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 1月14日改正）

この要領は、令和 4年 1月14日から施行する。

附 則（令和 5年 1月18日改正）

この要領は、令和 5年 1月18日から施行する。

別表1（第2条、第5条、第6条、第8条及び第10条関係）

○組織別の所掌事項

| 組 織 名 | 所 掌 事 項 |
|----------------|---|
| 「攻めの農林水産業」推進本部 | (1) 「攻めの農林水産業」の取組方針及び具体的な対策を確認すること。 (2) その他「攻めの農林水産業」を推進するために必要な事項を協議すること。 |
| 総合販売戦略推進委員会 | (1) 販売・流通の推進に関すること。 (2) 食産業の推進に関すること。 (3) 地産地消の推進に関すること。 |
| 水循環・環境公共推進委員会 | (1) 「水資源」の再生・保全のための総合的な取組の推進に関すること。 (2) 環境公共の総合的な推進に関すること。 |
| 構造政策部会 | (1) 担い手の育成・確保に関すること。 (2) 農地の効率的利用に関すること。 (3) 農山漁村の活性化に関すること。 |
| 土づくり部会 | (1) 「日本一健康な土づくり運動」の総合的な推進に関すること。 (2) その他土づくり関連施策や体制に係る総合的な連絡調整に関すること。 |
| 農産園芸部会 | (1) 水田農業の振興に関すること。 (2) 畑作生産の推進に関すること。 (3) 野菜・花き生産の推進に関すること。 (4) 「冬の農業」の推進に関すること。 |
| 果樹部会 | (1) りんご生産の推進に関すること。 (2) 特産果樹生産の推進に関すること。 |
| 畜産部会 | (1) 畜産の推進に関すること。 (2) 家畜防疫対策の推進に関すること。 |
| 林業部会 | (1) 森林整備の推進に関すること。 (2) 林業・木材産業の振興に関すること。 |
| 水産部会 | (1) 水産業の振興に関すること。 (2) 漁港漁場整備に関すること。 |
| 農村整備部会 | (1) 水田、畑等の整備の推進に関すること。 (2) 農業水利施設、農道等の整備の推進に関すること。 |

別表1 (つづき)

| | |
|-------------------------|---|
| <p>「攻めの農林水産業」推進地方本部</p> | <p>(1) 地域における「攻めの農林水産業」を推進する以下の具体的な対策を確認すること。</p> <p>①生産対策の推進に関すること。</p> <p>②総合販売戦略の推進に関すること。</p> <p>③構造政策の推進に関すること。</p> <p>④農業生産基盤整備の推進に関すること。</p> <p>⑤「日本一健康な土づくり運動」の推進に関すること。</p> <p>⑥各流域における「水資源」の再生・保全の推進に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸奥湾流域：青森市（旧青森市に限る。）、むつ市（旧大畑町を除く。）、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、野辺地町及び横浜町 ・岩木川流域：青森市(旧浪岡町に限る。)、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町及び中泊町 ・西海岸流域：鱒ヶ沢町及び深浦町 ・馬淵川流域：八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村 ・高瀬川・奥入瀬川流域：十和田市、三沢市、七戸町、おいらせ町、六戸町及び東北町 ・下北流域：むつ市(旧むつ市及び大畑町に限る。)、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村 <p>⑦環境公共の推進に関すること。</p> <p>(2) その他地域における「攻めの農林水産業」を推進するために必要な事項を協議すること。</p> |
|-------------------------|---|

別表2（第3条関係）

○青森県「攻めの農林水産業」推進本部委員

（行政機関）

青森県知事（本部長）
農林水産省東北農政局青森県拠点地方参事官
青森県市長会長
青森県町村会長
青森県農林水産部長（副本部長）

（学識・情報団体等）

弘前大学農学生命科学部長
青森大学長
日本貿易振興機構青森貿易情報センター所長

（研究機関）

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長

（農業団体）

青森県農業協同組合中央会長
全国農業協同組合連合会青森県本部長
青森県産米需要拡大推進本部長
一般社団法人青森県農業会議会長
青森県土地改良事業団体連合会長
公益社団法人あおもり農業支援センター理事長
公益財団法人青森県りんご協会会長
一般社団法人青森県りんご対策協議会長
一般社団法人青森県畜産協会会長
青森県畜産農業協同組合連合会代表理事会長

（林業団体）

青森県森林組合連合会代表理事会長
青森県木材協同組合理事長

（水産業団体）

青森県漁業協同組合連合会代表理事会長
八戸水産加工業協同組合連合会代表理事会長

（市場・販売団体）

公益社団法人青森県物産振興協会会長
青森県ほたて流通振興協会会長理事
青森県地方青果卸売市場協会会長

（商工観光団体）

青森県商工会議所連合会長
青森県中小企業団体中央会長
青森県商工会連合会長
一般社団法人青森県工業会長
公益社団法人青森県観光国際交流機構理事長

（消費者団体）

青森県生活協同組合連合会長
特定非営利活動法人青森県消費者協会理事長

計33名

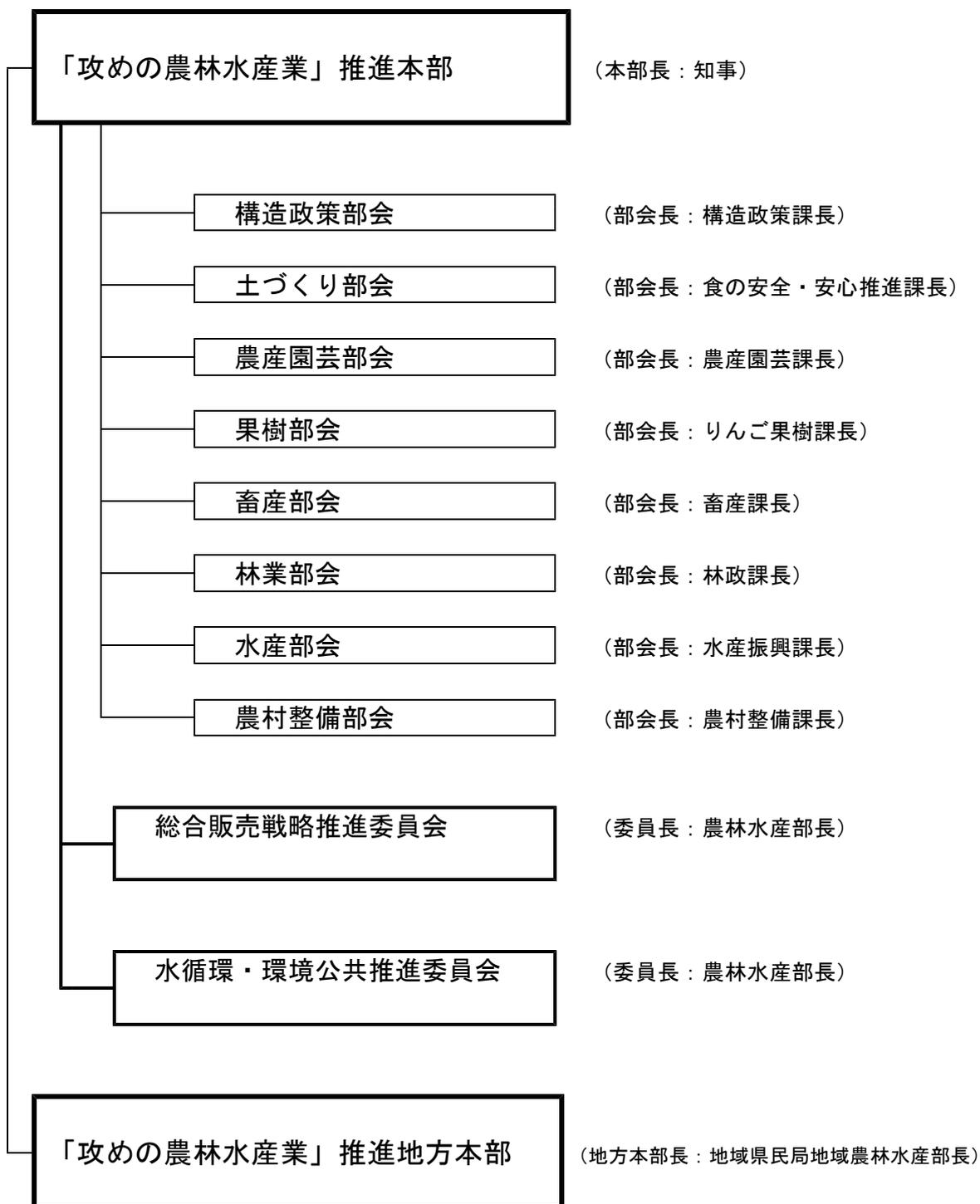
別表3（第11条関係）

○県本部及び地方本部の事務局

| 組 織 名 | 事 務 局 |
|------------------|---------------|
| 「攻めの農林水産業」推進本部 | 農林水産政策課 |
| 総合販売戦略推進委員会 | 総合販売戦略課 |
| 水循環・環境公共推進委員会 | 農林水産政策課 |
| 構造政策部会 | 構造政策課 |
| 土づくり部会 | 食の安全・安心推進課 |
| 農産園芸部会 | 農産園芸課 |
| 果樹部会 | りんご果樹課 |
| 畜産部会 | 畜産課 |
| 林業部会 | 林政課 |
| 水産部会 | 水産振興課 |
| 農村整備部会 | 農村整備課 |
| 「攻めの農林水産業」推進地方本部 | 地域県民局地域農林水産部※ |

※各水循環流域の事務局は次のとおり。陸奥湾流域（東青地域県民局地域農林水産部）、岩木川流域（中南地域県民局地域農林水産部）、西海岸流域（西北地域県民局地域農林水産部）、馬淵川流域（三八地域県民局地域農林水産部）、高瀬川・奥入瀬川流域（上北地域県民局地域農林水産部）、下北流域（下北地域県民局地域農林水産部）

青森県「攻めの農林水産業」推進本部組織図



食の安全・安心対策本部 (全庁組織)

青森県食育推進会議 (全庁組織)